

社会福祉法人平泉保育園評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平泉保育園（以下「法人」という。）の定款第5条に規定する評議員、評議員選任・解任委員会及び第15条に規定する役員（以下「評議員等」という。）の報酬等に関して必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の評議員等の報酬は、無償とする。

(費用弁償)

第3条 評議員等に対し、法人の業務を執行するために要する費用を弁償することができる。支給基準は、職務の区分ごとに次のとおりとする。

職務区分	費用弁償の基準額
1 評議員	1回につき 5,000円
2 評議員選任・解任委員	1回につき 5,000円
3 理事	1回につき 5,000円
4 監事	1回につき 5,000円
5 その他委員等	1回につき 5,000円

2 前項の費用弁償は、社会福祉法人平泉保育園管理規程第4条に規定する職員と兼務する場合は、支給しない。

(費用弁償の支払い)

第4条 評議員等の費用弁償の支給は、勤務の都度支払うものとする。ただし、特別な事情があると理事長が認めるときは、この限りでない。

(旅費)

第5条 評議員等の旅費は、法人の職務のため理事長が必要と認めたときは、別に定める社会福祉法人平泉保育園旅費規程の例により支給することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。